

神戸市災害情報配信システム整備詳細設計業務 実施要領（公募型プロポーザル）

1 業務名称

神戸市災害情報配信システム整備詳細設計業務

2 業務内容に関する事項

(1) 業務目的

神戸市では、避難情報や災害情報等を多様な情報媒体とともに、防災行政無線同報系（60MHz）による発信を行っているが、音達範囲が市域全体をカバーできていないこと、音声が届かぬこと、中継局の老朽化に伴う維持管理費用が増大していること等の課題がある。

こうした課題の解決に向け2025年度に実施した「神戸市防災行政無線のあり方検討調査業務」の結果を踏まえ、ICT技術等の新たなテクノロジーを用いた災害情報配信システムの整備に向けた詳細設計業務を行うことが本業務の目的である。

(2) 業務内容

- ・機能要件検討
 - ・現地踏査（腐食調査含む）
 - ・機能仕様書（案）の作成
 - ・RFI（情報提供依頼）の実施・結果とりまとめ
 - ・概算整備費の算出
 - ・設計図面作成
 - ・数量計算書作成
 - ・積算書作成
 - ・特記仕様書（案）の作成
 - ・評価基準（案）の検討
 - ・報告書作成
- （業務内容の詳細は別紙「業務仕様書」のとおり）

(3) 事業規模（契約上限額）

金15,290,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 契約期間

契約締結日から2026年10月16日（金曜）まで

(5) 履行場所

神戸市役所ほか本市が指定する場所

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) 契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、神戸市契約規則第24条第1項の規定により契約金額の100分の3以上の額とする。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第25条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除する。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排

除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合を含む）していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条」に該当しないこと。
- (3) 国税・県税・市町村税の各税について滞納していないこと。
- (4) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされているものを除く。）でないこと。
- (5) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (8) 国土交通省より、建設コンサルタント登録規程第2条に基づく登録・「電気電子部門」を受けていること。
- (9) 本業務の遂行にかかる関係者との連絡、調整、打合せ等を円滑に行い得る能力を有していること。
- (10) 2015年度から2025年度末までに、「国、特殊法人又は地方公共団体等」が発注する次の同種業務を、3件以上履行した実績を有する者であること。
同種業務：災害情報伝達手段に関する詳細（実施）設計業務
※3件のうち1件以上、携帯回線網を利用した方式を含むこと
- (11) 本業務の管理技術者として、次の要件を全て満たすものを配置可能であること。
 - ア 次のいずれかの資格を有すること。
 - ・技術士（総合技術監理部門：情報工学部門）
 - ・技術士（情報工学部門）
 - イ 「4 応募資格、必要な資格・許認可等（10）」にて示した履行実績における携帯回線網を利用した方式について、管理技術者としての実績を有していること。

5 スケジュール

- | | |
|-------------------|---------------------|
| (1) 公募開始 | 2026年3月2日（月曜） |
| (2) 参加申請関係書類の提出期限 | 2026年3月16日（月曜）17時まで |
| (3) 質問受付締切 | 2026年3月23日（月曜）17時まで |
| (4) 質問に対する回答 | 2026年3月30日（月曜） |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 2026年4月14日（火曜）17時まで |
| (6) 選定結果通知 | 2026年4月下旬（予定） |
| (7) 契約締結・事業開始 | 2026年4月下旬（予定） |

6 応募手続き等に関する事項

- (1) 参加申請手続き
 - ア 提出期限
2026年3月16日（月曜）17時
 - イ 提出書類
 - (ア) 公募型プロポーザル参加申請書【様式1】
 - (イ) 法人登記簿謄本（又は登記事項全部証明書） ※1
 - (ウ) 国税、県税、市町村税の各納税証明書（直近の1年分） ※1
 - (エ) 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書【様式2】 ※1
 - (オ) 会社概要・団体概要（任意様式）

- (カ) 委任状（代表者以外の者が申請する場合のみ）
 - (キ) 共同企業体認定申請書【様式3】 ※2
 - ※1 令和8・9年度神戸市入札参加資格審査（工事請負または物品等）を申請していない場合のみ。なお、申請済みであっても、審査が認められなかった場合は、2026年4月14日（火曜）17時までに提出すること。
 - ※2 企業形態を共同企業体で申請する場合のみ。
 - ウ 提出書類の交付
神戸市ホームページの「事業者募集」のページに掲載
※郵送による交付は行わない
 - エ 提出方法
電子メールにて「9 問い合わせ及び書類の提出先」のアドレス宛に提出すること。
なお、提出後、一開庁日以内に本市からの返信がない場合は同項目に記載の電話番号宛てに架電し、確認すること。
※(キ)「共同企業体認定申請書」のみ、郵送にて提出すること。
- (2) 質問の受付
- ア 受付期限
2026年3月23日（月曜）17時
 - イ 提出方法
電子メールにて「9 問い合わせ及び書類の提出先」のアドレス宛に提出すること。
なお、提出後、一開庁日以内に本市からの返信がない場合は同項目に記載の電話番号宛てに架電し、確認すること。
 - ウ 参加者全者に対して、2026年3月30日（月曜）までに電子メールにて回答する。
なお、回答時の質問の要旨は、事業者が特定できる情報を除く。
また、本市の回答は、募集要領等を補足する効力を持つものとする。
- (3) 企画提案書等の提出
- ア 受付期限
2026年4月14日（火曜）17時
 - イ 提出書類
 - (ア) 企画提案書
サイズはA4版、様式はPDF、枚数は5ページ以内とする。
また、以下を必須項目とする。
 - ①事業者所在地等の企業概要
 - ②本業務の遂行に係る実施能力と根拠
 - ③本業務に対する考え方
 - ④以下の企画提案
 - ・本業務の実施手法
 - ・屋外拡声子局の更新方針の検討に向けた、調査手法の提案
 - ・RFIの実施先選定方針
 - ・スケジュール
 - (イ) 見積書（任意様式）
サイズはA4版とし、本業務の内訳金額を記載すること。
 - (ウ) 共同企業体協定書 ※企業形態を共同企業体で申請する場合のみ
代表者の権限や構成員の役割分担等を明記すること。
 - ウ 提出方法
「6（1）エ提出方法」と同じ

7 選定に関する事項

(1) 評価基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

項目	評価基準	配点
業務目的及び内容の理解度	業務の趣旨・目的に対する理解	20
	屋外拡声子局の調査方法に関する提案	20
	RFIの実施先事業者に関する提案	40
業務遂行・スケジュール等の妥当性	現実的な業務遂行・スケジュールが示されているか	40
業務遂行能力・類似業務実績の豊富さ	業務の遂行に係る実施能力と根拠及び過去の類似業務の受注実績	40
提案価格点		20
地元企業に対する加点		20
	合計	200

(2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定委員は、評価基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ 留意事項

(ア) 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、項目「業務目的及び内容の理解度」の得点が高い方とする。更に同点が続けば、項目「業務遂行能力・類似業務実績の豊富さ」、「調査方法・スケジュール等の妥当性」の順に各項目の得点から決定する。

(イ) 審査の結果、審査委員の平均点が80点に満たない場合や、見積額が「2（3）事業規模（契約上限額）」を超える場合は、失格とする。

(ウ) 選定した委託候補者と契約締結の協議を行う。なお、最優秀提案者の辞退等があった場合は、上位の者から順に契約締結の協議を行うものとする。

(エ) 契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、本市は、企画提案された内容の一部の変更を求めることがある。また、企画提案書は委託契約書の仕様書に添付する。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に電子メールにて通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

8 その他

(1) 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

(2) 企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第10条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。

- (3) すべての企画提案書は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない
(神戸市情報公開条例に基づく公開を除く)。
- (5) 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- (6) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

9 問い合わせ及び書類の提出先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市危機管理局危機対策課 担当：澤井・谷
電話番号：078-322-6237
電子メール：kiki_response@city.kobe.lg.jp